

平成 27 年 9 月 18 日

府民文化部人権局

人権問題に関する府民意識調査について

〔目的〕

府民意識の変化、動向を把握することにより、人権尊重の社会づくりに向けた大阪府の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取組のための基礎資料を得る

〔方法〕

- ・大阪府内に居住している満 20 歳以上の男女個人 3,500 人
- ・層化二段無作為抽出（府内全 66 市区町村をそれぞれ 1 つの層とする）
- ・郵送法

〔スケジュール案〕

27 年 10 月の 3 週間程度で回答、回収
27 年度内に単純集計及び属性別集計を行い、人権審に報告

【前回調査(平 22)からの改善点】

- 調査票の有効回収率が低下傾向にある中、調査結果の『信頼度』が 95%となるよう、
(平 12 : 57.0% ⇒ 平 17 : 53.2% ⇒ 平 22 : 45.6%)

これに必要な 1,500 票程度を確保するため、

- ・調査対象者を 2,000 名から 3,500 名に増
- ・質問数を 29 問から 17 問に減
- ・調査対象者自身の身近でも起こるであろう出来事や重要なライフイベント(就職、結婚、住宅購入)に際しての意識を尋ねるなど質問を工夫
- ・お礼状兼督促状に啓発グッズや啓発冊子を同封し、回答へのインセンティブ確保^①を確保

- 施策の認知度、利用状況、評価、継続の是非など、今後の人権施策の検討に

(人権施策：大阪府人権尊重の社会づくり条例で「府民の「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」と定義)

ダイレクトに生かせるような質問を設定

【調査票の構成】

- ・個別の人権問題や「差別」に対する認識などに関する質問・・・・・・・・・・ 2 問
- ・重要なライフイベントに際しての意識に関する質問・・・・・・・・・・ 4 問
- ・「人権意識の高揚を図るための施策」の認知度や評価に関する質問・・・・ 4 問
- ・人権侵害の経験や「人権擁護に資する施策」の利用状況に関する質問・・・・ 1 問
- (回答者の属性に関する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 問)